

由布市温泉読本作製業務公募型プロポーザル実施要項

1. 趣旨

本業務は、由布市内の温泉に特化したパンフレットを作製するものである。当市では昨年、国民保養温泉地として指定されていた「湯布院温泉」から「湯布院温泉郷」として拡充指定され、由布市全域が国民保養温泉地として指定されている。従来より「滞在型・循環型保養温泉地」の構築を持続的な観光戦略と掲げているが、今回の再指定を踏まえ、観光交流者が温泉の効能等を理解し、自分に合った温泉の発見とともに、滞在時間の延長と市内広域観光の循環の促進を目指している。

2. 業務概要

- (1) 業務名称 由布市温泉読本作製業務
- (2) 業務内容 由布市温泉読本作製業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行場所 由布市内
- (4) 提案上限額 2, 475, 000円（消費税10%を含む金額）
- (5) 履行期限 令和3年1月29日（金）

3. 事務局

由布市役所 商工観光課（担当：河野）
所在地 大分県由布市庄内町柿原302番地
電話番号 097-582-1304（直通）
FAX番号 097-582-1361
E-mail shoko@city.yufu.lg.jp

4. 実施方式

公募型プロポーザル方式

5. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 由布市の令和2年度競争入札参加有資格業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 本委託事業を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有している者であること。
- (5) 本プロポーザル実施の公告の日から本業務の契約締結までの間に、手形交換所で不渡手形若し

- くは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 本プロポーザル実施の公告の日から本業務の契約締結までの間に、当市から指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (7) 今後増刷を行った際には状況に応じて内容やレイアウトの変更等、柔軟に対応できること。
- (8) 打合せに常時参加できる体制をとれること。

6. 参加方法

参加資格を有する者で、本プロポーザルに参加を希望する者は次により申請をすること。

(1) 提出書類

●参加表明書（様式第1号）

提出期限 令和2年7月17日（金）午後5時必着

●予定担当者の略歴及び実績報告（様式第2号）

提出期限 令和2年7月17日（金）午後5時必着

●業務実績書（様式第3号）

提出期限 令和2年7月17日（金）午後5時必着

●提案書（様式第4号）

提出期限 令和2年8月5日（水）午後5時必着

●提案企画書

提出期限 令和2年8月5日（水）午後5時必着

提出部数 12部

様式 任意とする。また原則A4サイズとするが、A3サイズを使用する場合にはA4サイズに折り込むこと。

提案内容 仕様（紙質、製本方法等）、デザイン、イラスト、原稿作成、観光資源の採り上げ方等について独自に工夫する点等。

留意点

- ・企画提案書は1社1案とする。また提出された提案企画書は返却しない。
- ・提出された提案企画書の修正・追加は認めない。
- ・参加申込書を提出していても期限までに提案企画書等の提出がなければ参加を認めない。

●見積書

提出期限 令和2年8月5日（水）午後5時必着

提出部数 1部

様式等 任意とする。ただしA4版（縦書き・横書き自由）とする。
宛名は「由布市長 相馬尊重」と記載すること。

(2) 提出方法等

提出方法 直接持参又は一般書留もしくは簡易書留とする。

提出先 事務局

7. 質問及び回答

参加表明書等を提出した者は、本業務について質問することができる。

(1) 質問受付期限

令和2年7月27日(月)午後5時

(2) 質問方法

様式は任意とし、電子メールもしくはFAXにて受け付ける。

送付先 事務局

(3) 質問内容・回答について

質問内容と回答は由布市公式HP (<http://www.city.yufu.oita.jp/>) に掲載し、個別に回答は行わない。

8. 審査について

(1) 提案手続きの流れは次のとおりとする。

	内 容	期 日
①	事業告示(由布市公式HPに掲載)	令和2年6月22日(月)
②	様式第1号~様式第3号、関係書類 提出期限	令和2年7月17日(金)午後5時
③	質問受付期限	令和2年7月27日(月)午後5時
④	質問回答期限	令和2年7月29日(水)午後5時
⑤	様式第4号、提案企画書、見積書 提出期限	令和2年8月5日(水)午後5時
⑥	企画提案説明会・審査委員会	令和2年8月19日(水)午後1時開始予定 ※個別の時間については別途指示
⑦	結果通知	令和2年8月21日(金)郵送

(2) 企画提案説明会・審査委員会

実施日 令和2年8月19日(水)

※個別の詳細については後日郵送の開催通知(様式第7号)にて別途指示

場 所 由布市役所庄内庁舎 本館2階 健康増進室

(控え室として新館2階 2-2会議室を用意する)

説明時間 30分(プレゼンテーション20分程度、質疑応答10分程度)

出席者 3人以内とする。

その他 説明用のプロジェクターやスクリーンは当市で用意するが、PCは自社で用意すること。また審査の順番については、参加申込書の受付順とする。

(3) その他

書類審査 応募が多数の場合、書類審査を実施することがある。書類審査は当市職員で構成される審査委員によって実施する。実施した場合、結果については令和2年8月14日(金)までに参加申込みをした全ての事業者へ電子メールと書面(様式第

5号)にて通知する。

辞 退 届 参加の申込みをしたが都合により辞退する場合は、令和2年8月5日(水)までに「辞退届(様式第6号)」を提出すること。

9. 審査委員の評価基準

(1) 審査方法

評価基準に基づいて公正かつ厳正に審査を実施し、受託候補者を1者選定する。企画提案審査を評価する基準は(3)評価基準の通りとし、委員10名による点数の合計点で競い、最高で1000点とする。合格基準点は600点とし、合格基準に達するものがない場合は、本プロポーザルによる選定を行わないものとする。また、最高点を獲得した業者が複数あった場合は見積金額が少額の方を選定する。さらに、同点同額の業者が複数あった場合は、審査委員の協議を以て最終決定をする。

(2) 評価基準

項目	評価の視点	配点
趣旨の理解	本業務の目的を理解した内容であるか。	20点
実績	本業務に係る業務実績及び本事業で必要な知見、専門知識、ノウハウを有しているか。	20点
企画内容	由布市の温泉が魅力的に伝わる内容となっているか。 仕様書のコンセプトを踏まえた内容となっているか。 読み手の視点に立った分かりやすい仕様、デザイン・レイアウトとなっているか。 ターゲット、配布先をイメージした上での内容となっているか。	50点
提案価格	(当該業者の見積価格/提案限度価格)×10点	10点

(3) その他

参加者が1者になった場合でも審査を行い、審査委員会で基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者を特定する。

10. 受託候補者の決定及び契約

本プロポーザルに参加したすべての事業者に対し電子メールと書面(様式第8号)にて審査結果を通知し、また由布市公式HP上でも審査結果を掲載する。ただし、個々の評価に関する内訳等は公表しない。

- (1) 審査経過・結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申立て等は受け付けないものとする。
- (2) 審査により選定した受託候補者と、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後契約を締結する。
- (3) 前号の協議が整わなかった場合、もしくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次

点以下の提案者と交渉を行い、契約を締結する。

- (4) 作製業務においては提案内容を尊重するが、必ずしも企画通りになるものではなく、協議のうえで修正指示を行う場合がある。
- (5) 成果品は、当市の観光宣伝事業の範囲内において無償で二次使用できるものとし、使用した写真・イラスト等の素材の著作権は当市に帰属するものとする。
- (6) 受託者は、本委託業務の一部又は全部を第三者に再委託することはできない。ただし、あらかじめ書面により当市の承諾を得たときは、この限りではない。